

四  
發行方法  
三  
用振替法の適

○財務省告示第三百六十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年十一月九日

ハ　ロ　イ  
方 募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格 決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競 定
行争非者特国発競I加場 入	行争 の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債当込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るの その  
額範特。応のう  
を囲別 募 応ち  
割内参額 募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と  
入場も加、た価格国定特あ争争す  
札特の者財後格競債め別つ入る  
発別にご務に競争市る参て札札も  
行參よと大行争入場も加、と發の  
一加るに臣わ札發別にご務時によ  
と者發応がれの行參よと大にとる  
い・行募各るの行參よと大にとる  
う第へ限國る募一加るに臣行い發  
。II以度債入と者發応がわう行  
非下額市札のい・行募各れ。(以下  
価一を場で決う第へ限國る、  
格國定特あ定一I以度債入価一  
競債め別つを及非下額市札格非

争非者特国行	争非者特国	札非	入価
入価・別債	入価・別債	発競	札格行
札格第参市	札格第参市	行争	発競
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額

でた条特  
三利第別  
千付一會  
三国項計  
百債のに  
六に規  
十つ定す  
九いにる  
億て基法  
円、づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し六

でた条特  
千利第別  
六付一會  
百國項計  
五債のに  
十に規  
四つ定す  
億いにる  
円て基法  
、づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し六

でた条特  
二利第別  
万金し二  
七國項計  
億債のに  
二に規  
千つ定す  
五いにる  
百債の五  
百て基法  
、づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し六

十額發六  
五百面行  
千額行十  
二面し六  
億債のに  
規関ニに  
千付一五  
千額利付  
五百債の  
百て基法  
、づ律萬  
額き第円  
面發四面  
金行十金  
額し六額

億はき第  
十九、發  
千額行十  
、八つ定  
百金た條  
に規等運  
、八つ定  
六、八つ定  
に營平六  
に規等運  
に規等運  
千付一五  
千額利付  
五百債の  
一千額利  
、づ律萬  
額き第円  
面發四面  
金行十金  
額し六額

兆國項特  
四万四債  
行十円千  
に規等運  
に營平六  
に規等運  
に規等運  
千付一五  
千額利付  
五百債の  
一千額利  
、づ律萬  
額き第円  
面發四面  
金行十金  
額し六額

う円額  
面金額  
額  
で  
二兆四  
四千三  
三百十  
一億

口	イ	一	九	八	十	九	八	二	ハ	口	イ	払												
非	入	価	發	振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	行
競	札	格	行	替	額	低	行	争	者	特	國	行	争	非	者	特	國	札	非	入	価	込	行	
争	札	格	行	單	額	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	發	競	札	格	金	競	金		
入	發	競	価	面	札	格	第	參	市	札	格	第	參	市	行	爭	發	競	札	格	競	金		
行	競	格	日	位	金	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	入	行	爭	入	行	爭	額		
額	格	十	額	平	す	額	の	振	五	円	三	万	千	二	六	二	兆	十	十	兆	四			
面	二	面	成	る	の	記	替	万	千	六	百	六	七	二	二	千	二	百	九	十	一			
金	錢	金	二	。	整	載	法	円	三	百	五	億	万	二	千	二	百	九	十	一	億			
額	以	額	十	数	又	の			六	六	十	二	千	二	百	九	十	一	億	五				
百	上	百	二	倍	は	規			六	六	十	二	千	二	百	九	十	一	億	五				
円	の	円	年	の	記	定			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
に	そ	つ	十	金	錄	に			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
つ	れ	つ	月	額	は	よ			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
き	ぞ	き	十五	に	、	る			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
九	れ	九	日	よ	最	振			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
十九	の	十	応	も	額	口			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
円	募	円	九	の	面	座			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				
九	価	九	九	と	金	簿			六	六	十	二	百	九	十	一	億	五	千	七				

十  
九  
八  
七  
六  
五  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
子以

平  
成  
二  
十  
二  
年  
十  
月  
十  
五  
日  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
日  
額  
本  
面  
銀  
行  
額  
百  
四  
円  
年  
う  
に  
十  
。  
前  
、  
日  
つ  
月  
六  
各  
及  
き  
十  
月  
支  
び  
百  
五  
円  
日  
に  
期  
月  
属  
に  
十  
す  
お  
五  
る  
い  
日

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times 12$

十  
三  
二

初利入価・別債行争非者  
期札格第参市及入価・  
利発競Ⅱ加場び札格第  
子率行争非者特国發競Ⅰ

規下は期た期平年  
定、が金と成〇  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十一  
期及翌休支次三バ  
日び営業払の年一  
に第業う算四セ  
つ十日。式月ン  
い五にたに十ト  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払

